

コイヘルペスウイルス（KHV）病まん延防止のために

コイヘルペスウイルス（KHV）病は、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）特有の病気で、コイ以外の魚や人に感染することはありませんが、コイにとっては死亡率の高い病気で、KHV病に感染したコイとの水を介しての接触により感染します。

奈良県内においても、平成15年の秋から養魚池や公園の池などでKHV病に感染したマゴイやニシキゴイが確認され、KHV病に対するまん延防止措置が実施されました。現在のところ奈良県内における河川等の公共用水面でのKHV病の発生は確認されておきませんが、河川等の公共用水面でKHV病が発生するとまん延を防ぐことができません。

つきましては、県民の皆様には、KHV病のまん延を防止するため、つぎのことにご協力をお願いします。

★川や湖、釣り堀などで釣ったコイをほかの川や湖・池などに放すことはやめましょう。

★皆さんが飼っているコイや死んだコイを川や湖・池などに放したり捨てたりすることはやめましょう。

また、奈良県内水面漁場管理委員会は、下記のとおり県内の河川等においてKHV病のまん延を防止するための指示を出しております。

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し、放流等について、次のとおり指示する。

令和7年3月31日

奈良県内水面漁場管理委員会会長 渡 辺 勝 敏

1 指示の内容

(1) 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面（新宮川水系北山川の一部）を除く。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、生きたままコイを持ち出してはならない。ただし、まん延防止の処置を講ずるための持出し並びに公的機関が試験研究及び検査に供するための持出しは除く。

この場合、知事は、当該水域の範囲を定め、速やかに公表するものとする。

(2) 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、県内全ての公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合は、この限りではない。

(ア) 放流用コイが汚染水域由来でないこと。

(イ) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(ウ) PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず県内全ての公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の有効期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで